

七尾市告示第 2 2 7 号

七尾市転居費用助成事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

七尾市長 茶 谷 義 隆

七尾市転居費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、令和 6 年能登半島地震により住居が被災し、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた者に対し、円滑な住まいの再建を支援するため、石川県内の住まいに住み替える場合の転居に要する費用を定額で助成する七尾市転居費用助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において「転居」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 応急的な住まいから石川県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は石川県内の賃貸住宅若しくは公営住宅（以下「再建先」という。）に住み替える場合（罹災証明を受けた住宅から再建先に住み替える場合を含む。）
- (2) 賃貸型応急住宅又は公営住宅から石川県内の建設型応急住宅に住み替える場合

(助成金の交付対象者)

第 3 条 助成金は、七尾市の罹災証明書の発行を受け、かつ、次の各号のいずれかに該当する者が転居した場合に交付する。

- (1) 七尾市が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けた者
- (2) 被災者生活再建支援法（平成 1 0 年法律第 6 6 号）第 2 条第 2 号ロ又はハに掲げる世帯として認定されている者
- (3) 応急仮設住宅（建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅をいう。）又は公営

住宅の目的外使用（以下「応急仮設住宅等」という）入居者であり、応急仮設住宅等の供与期間内（応急仮設住宅等の供与期間が延長された場合はその期間内）に当該住宅を退去した者。ただし、応急仮設住宅等に二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある場合、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している場合、地滑り等により避難指示等を受けている等の要件により入居した場合で、当該事象が解消した者及び被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で当該認定が解除された者を除く。

(4) その他市長が認める者

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、1回の交付申請につき10万円とする。

（交付の申請）

第5条 この助成金の交付申請は、第3条に規定する者が属する世帯ごとに、第2条第1号の時点で1回、同条第2号の時点で1回の計2回に限り行うことができる。ただし、罹災証明を受けた複数の世帯が、同一の住宅に入居する場合は、一つの世帯とみなす。

2 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、七尾市転居費用助成金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 助成金の交付申請は、原則として、入居した日から6月以内に行わなければならない。ただし、入居した日がこの告示の施行前である場合は、この限りではない。

4 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（交付申請書の添付書類）

第6条 交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 七尾市が発行する罹災証明書の写し

(2) 転居先に入居する世帯全員が記載された住民票（続柄の記載のあるもの）

(3) 転居先への入居に関する契約書等の写し

(4) 七尾市転居費用助成金請求書（様式第2号）

2 前項の規定にかかわらず、市長は必要に応じ書類の提出の免除又は追加を求めることができる。

（交付の決定）

第7条 市長は、交付申請書を受理し、助成金の交付を決定したときは、申請者に七尾市転居費用助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の交付決定に際しては、被災者台帳等により助成金の交付履歴を確認して行うものとする。

3 助成金を交付することが不相当であると認めたときには、理由を付して七尾市転居費用助成金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

4 市長は、交付及び不交付の決定を行ったときは、七尾市転居費用助成金交付台帳（様式第5号）により整理を行う。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付を受けた者が偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、当該交付決定を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の取消しを行った場合は、七尾市転居費用助成金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 市長は、交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該取消しの翌日から起算して30日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

4 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（延滞金）

第9条 市長は、前条の規定により助成金の返還を命じ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で

計算した延滞金の納付を命じることができる。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。